

令和6年6月

農 業 委 員 会
総 会 議 事 録

令和6年6月5日
武雄市農業委員会

令和6年6月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 令和6年6月5日（水）
（開会）9時00分 （閉会）9時33分
2. 場 所 東川登公民館会議室
3. 農業委員出席状況 出席者17人 欠席者2人

議席 番号	氏名	出席	欠席	議席 番号	氏名	出席	欠席
1	大島 栄	○		11	川口 敏広	○	
2	富永 光男	○		12	古川さゆり	○	
3	中尾 正悟	○		13	稲富 守	○	
4	佐佐木幸夫	○		14	永石 芳彦	○	
5	松尾 隆博	○		15	山下 英喜	○	
6	中村 和仁	○		16	澤井富二郎		○
7	中村 一明	○		17	坂口 友久		○
8	田代 了三	○		18	相原 經憲	○	
9	山田 義利	○		19	岩橋 久美	○	
10	向井 健作	○					

4. 農地利用最適化推進委員で出席した者
なし

5. 協議事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 6件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請 3件
議案第3号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）について
議案第4号 武雄市非農地証明願について 1件
報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について 1件

6. 議事内容 以降記載

《開会》

事務局長

令和6年6月の農業委員会「総会」を始めさせていただきます。

本日は、農業委員17人の出席、欠席者2名ということで、在任委員の過半数以上の出席となっております。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立をいたします。

それでは議事に入ります。会長、よろしくお願いします。

会 長 (農業情勢等の報告等については省略)
ただ今から、令和6年6月の武雄市農業委員会総会を開会いたします。
今回は、議案第1号から第4号までの審議をお願いします。
本日の議事録署名人に、9番 山田 義利委員、18番 相原 經憲委員を
指名します。
それでは、議案審議に入ります前に、事務局から報告事項をお願いします。

事務局 5月総会審議後の転用許可状況について報告。(内容は省略)

会 長 事務局から報告がありました。
それでは、審議事項に入ります。

《議案第1号 農地法第3条 許可申請》

会 長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」を議題とします。
農地法第3条の規定による許可申請が6件提出されています。
この議案について事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第1号について、ご説明いたします。資料は議案書1ページからです。
申請番号1番、権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の畑1筆で1,739
平米です。申請事由、譲渡人は町外に居住しているため、耕作・管理ができ
ない。譲受人は、自宅の隣なので耕作しやすい、ということで申請をされて
います。譲受人は妻の実家から機械を借りて耕作するという事です。農地
の価格については、発生しておりません。
申請番号2番、権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の田1筆237平米。
譲渡人は後継者がいないので譲りたい。譲受人は自宅に近く、耕作しやすい、
ということで申請がなされています。農地の価格は〇〇円となっております。
申請番号3番、権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の田1筆1,266平
米。譲渡人は後継者がいないので譲りたい。譲受人は自宅に近く、耕作しや
すい。農地の価格は〇〇円となっております。
申請番号4番です。権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の田1筆1,261
平米。譲渡人、遠方に住んでいるので、耕作・管理ができない。譲受人、自
宅に近く、耕作しやすい、ということで申請がなされています。農地の価格
は、〇〇円となっております。
次のページに参ります。申請番号5番、権利の内容は所有権移転。土地は
〇〇町の田の3筆で4,839平米となっております。譲渡人は町外に住んでい
るため、耕作・管理ができない。譲受人、自宅に近く、現在も耕作している
ため譲り受けたいということで、申請がなされています。農地の価格は、3
筆で〇〇円となっております。

申請番号 6 番です。こちらは新規就農となっております。権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の田 1 筆、畑 3 筆、合計 4 筆で 2,745 平米。譲渡人、市外に住んでいるため、耕作・管理ができない。譲受人、農地を探していたところ、話がまとまり、買い受けることになったということで、申請がなされております。農地の価格は現在、交渉中ということです。

以上、6 件につきまして、農地法第 3 条の判断基準に合致していると判断いたします。事務局の説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。この 6 件について、地元委員さんからの補足説明があれば、その説明を受けてから、質疑に入りたいと思いますが、地元委員さん、何かありませんか。

〇〇番 〇〇番です。6 番の件ですが、備考欄に新規就農と書いてあります。譲渡人の〇〇さんは〇〇におられます。譲受人は〇〇からこちらに移って来られています。〇〇さんの空き家がありまして、家付きの農地で、何を作るのか尋ねたら、田は田を作って、畑は何を作ろうか色々考えています、とのことでした。ここは中山間地ですので、中山間事業として、生産組合長が私に色々説明されました。機械がないということでしたので、集落の中に入ってもらったら、機械はあるし、逆に中山間は高齢者が多いために、この人は若いので、一緒にしてもらえれば。機械はあるものを使ってもらえれば良いということで、私は印鑑を押しました。以上です。

会 長 ほかにございませんか。

会 長 無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 意見も無いようですので質疑をとどめます。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による 6 件の許可申請について、許可することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による 6 件の許可申請については、許可することに決しました。

《議案第 2 号 農地法第 5 条 許可申請》

会 長 次に、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」を議題といたします。農地法第 5 条の規定による許可申請が 3 件提出されております。事務

局の説明をお願いします。

事務局

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請」についてご説明いたします。

申請番号1番、権利の内容は所有権移転となっております。土地は〇〇町の畑4筆、716.09平米。申請事由としまして、当該申請地は国道や駅に近いことから交通の便もよく、小中学校、スーパー、市役所などの施設があり、生活環境として恵まれているため、住宅用地として適地と考え、今回の計画に至るということです。同時利用地としまして、宅地との一体利用ということで、農地と宅地ほか2筆併せまして、1,737.62平米に対し、宅地分譲を計画されておられます。事業面積が1,000平米を超えていますけれども、雨水浸透阻害行為の事前相談を県の河川砂防課と行われた結果、雨水浸透阻害行為面積は900平米ということで、浸透阻害行為の許可申請は不要ということで確認をとっております。こちらの工事完了の時期は許可後半年後を予定されております。

申請番号2番、権利の内容は所有権移転となっております。土地は〇〇町の畑2筆、366平米となっております。5861番1については農振除外済となっております。申請事由は、譲渡人は遠方に住んでおり、農業の経験もなく、農地を処分したいと考えておられました。譲受人は不動産業を営んでおり、単身者用のアパートの相談が多いため、需要があると見込み、当該申請地が適地と考え、申請に至るということです。こちらにも農地に加え、同時利用地として宅地2筆がございまして、764.69平米となっております。合計で事業面積は1130.69平米となっております。共同住宅2棟を建てられる計画となっております。工事内容から雨水の浸透阻害面積を県の河川砂防課と協議を行いまして、883平米ということで、議論付けられておりますので、こちらにも。阻害面積は1,000平米を超えませんが、浸透阻害行為の申請は不要ということになっております。工事完了の時期は、令和7年3月頃を予定されております。

申請番号3番、権利の内容は所有権移転となっております。土地は〇〇町の田2筆101平米、畑1筆11平米の合計3筆112平米となっております。申請事由は、自宅でカフェをしているが、駐車場の乗り入れ口が狭く、入りづらい。また、駐車場の数も足りないため、申請に至る。工事完了時期は令和6年8月31日です。

農地区分の該当事項及び各基準の該当事項は、議案書記載のとおりです。御審議のほどよろしくお願いたします。

会長

事務局の説明が終わりました。

地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。何かございませんか。

(地元委員による補足説明なし)

会 長 特に無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

会 長 特に無いようですので質疑をとどめます。議案第2号 農地法第5条の規定による3件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第2号 農地法第5条の規定による3件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事に送ることに決しました。

—————《議案第3号 武雄市農用地利用集積事業計画(案)》—————

会 長 次に、議案第3号を議題といたします。

議案第3号「武雄市農用地利用集積事業計画(案)」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 失礼いたします。1ページをご覧ください。こちらに「令和6年度第3号利用権設定計画(案)」を記載しています。

2ページをご覧ください。こちらに内訳を記載しています。

武雄町、田、再設定、1件、1筆、194㎡。

橘町、田、新規、3件、7筆 5, 850㎡。

再設定、7件、10筆、20, 923㎡。

畑、再設定、1件、1筆、882㎡

朝日町、田、新規、1件、2筆、2, 670㎡。

若木町、田、再設定、1件、3筆、1, 015㎡。

武内町、田、再設定、1件、2筆、2, 978㎡。

東川登町、田、再設定、3件、3筆、5, 061㎡。

西川登町、田、再設定、2件、2筆、1, 107㎡。

山内町、田、新規、1件、3筆、3, 749㎡。

再設定、4件、10筆、14, 185㎡。

北方町、田、新規、2件、4筆、10, 295㎡

再設定、3件、8筆、19, 835㎡。

となっています。3ページ以降に各町の詳細を記載しています。また、利用権の解除については18ページに記載しておりますのでご確認ください。

以上、農業経営基盤強化促進法8条3項の要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。それでは議案第3号について、質疑を開始します。何かございませんか。

会 長 無いようでございますので、議案第3号の質疑をとどめます。議案第3号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）について、原案どおり承認することに異議ございませんか。

（異議なし）

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第3号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）については、原案どおり承認することに決しました。

《議案第4号 武雄市非農地証明願申請》

会 長 次に議案第4号を議題といたします。「武雄市非農地証明」について1件の証明願が提出されています。この案件について事務局からの説明をお願いします。

事務局 議案第4号についてご説明いたします。
申請番号1番、土地は〇〇町の田1筆20㎡、畑1筆1.22㎡で、平成6年に公民館が建設された際に、公民館敷地の一部として造成され、現在に至るということで、人為的に無断転用された農地であって、かつその転用行為が20年以上経過していることから、非農地証明事務処理要領の該当事項5号に該当するものと判断いたします。
事務局からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。議案第4号について、地元委員さんからの補足説明があれば、それを受けてから質疑に入りたいと思いますが、地元委員さん何かございませんか。

（地元委員補足説明なし）

会 長 無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

（質疑なし）

会 長 意見も無いようですので、質疑をとどめます。
議案第4号の武雄市非農地証明願につきまして、原案どおり証明するこ

とにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第4号 武雄市非農地証明1件については、原案どおり証明することに決しました。

————— 《報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出》 —————

会 長 次に報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出」について、1件の報告が提出されています。この件について、事務局の説明をお願いします。

事務局 報告第1号について、ご説明いたします。農地法第4条第1項第8号の規定による届出となります。

番号1番は、土地は〇〇町の田1筆、60平米。転用理由については、新幹線ができてから日照不足で耕作ができなくなったので、農業用倉庫を建てたいということで、届け出をされております。転用の時期は令和6年2月1日から令和6年10月31日です。以上、1件ご報告いたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。地元委員から補足説明をお願いします。

〇〇番 この件について、地元委員からの補足説明ということですが、私から。自宅の横で、少し離れた所に倉庫を持っておられましたが、言われましたとおりに、新幹線ができてから、日が通らないということで、新幹線から補償金をいくらか頂いたところがございます。倉庫を建てますということでしたので、私は印鑑を押しました。

会 長 報告第1号について、ご質疑等があれば出していただきたいと思います。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 無いようですので、これは報告事項ですので、この程度で終了したいと思います。

————— 《閉 会》 —————

会 長 それでは以上をもちまして、本日の準備された議案・報告等については、

すべて終了しました。これもちまして、令和6年6月の農業委員会総会を
終わります。